

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（個人情報の保護）

第1条 受注者及び業務従事者は、この契約による業務を行うための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宗像市条例第21号）の規定並びに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者及び業務従事者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害してはならない。

（個人情報の収集）

第3条 受注者及び業務従事者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を収集するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

（守秘義務）

第4条 受注者及び業務従事者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（再委託）

第5条 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により本業務の一部を第三者に委託する場合は、宗像市個人情報事務取扱要領の規定により書面にて発注者に申請し、書面による承諾を得た後でなければ行うことができない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（個人情報の管理）

第6条 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- （1）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- （2）発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 業務の遂行により個人情報を新たな様式、媒体等に記録した場合は、その様式、媒体のいかんを問わず、その処理については発注者の指示に従い処理すること。
- (6) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (8) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (10) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (11) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (12) 受注者は、保有個人情報の適正な取扱い、情報システムにおける安全の確保及び保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他区域の安全管理について必要な措置を講じなければならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7条 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の消去及び返却）

第8条 受注者及び業務従事者は、この契約に反する行為があったとき、委託に係る業務が終了したとき、委託期間が満了したとき、又は宗像市長からの委託の中止の通知があったときは、本業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、速やかに当該個人情報の消去及び媒体の返却を実施しなければならない。

- 2 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報の消去及び媒体の返却を実施する場合は、事前に消去及び返却すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去及び返却の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者及び業務従事者は、個人情報の消去に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者及び業務従事者は、本業務において利用する個人情報を消去する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 5 受注者及び業務従事者は、個人情報の消去及び媒体の返却を行った後、消去及び返却を行った日時、担当者名及び消去及び媒体の返却の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第9条 受注者及び業務従事者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第10条 発注者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者が個人情報の秘密保護及び安全を確保するために必要があると認めた場合は、発注者が指定する職員を、個人情報を管理する施設へ立ち入らせて個人情報の管理状況その他これに関連する設備等の状態を検査することができる。

- 3 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び業務従事者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第11条 受注者及び業務従事者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第12条 発注者は、受注者及び業務従事者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合、又は個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律若しくは宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例に違反したときは、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者及び業務従事者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者及び業務従事者の故意又は過失を問わず、受注者及び業務従事者が本特

記仕様書の内容に違反し、又は個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律若しくは宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者及び業務従事者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

（罰則）

第 14 条 受注者及び業務従事者は、この委託業務において、個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。違反して個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、個人情報の保護に関する法律又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による罰則が適用される。

（その他）

第 15 条 前各条以外の事項については、個人情報保護のために必要な限度において、発注者の指示に従わなければならない。